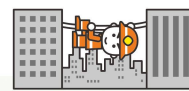


消防だより

令和4年7月号



第46回 沖縄県消防救助技術指導会



この指導会は、複雑多様化する諸災害に備え、消防が行う救助活動の万全を期すため、日頃の訓練成果の披露とあわせ、知識及び救助技術の普及向上並びに指導者の育成を図り、安全且つ確実な救助技術の確立を目的として、5月27日(金)に沖縄県消防学校で行われました。

新型コロナウイルスの影響で3年ぶりに指導会が開催され、久米島町消防本部もロープブリッジ渡過、はしご登はん、ロープ応用登はん、ほふく救出の4種目に出場し、結果は、はしご登はん、ロープ応用登はんの2種目が見事入賞しました。来年はさらに良い結果が残せるよう訓練を実施していきます。



危険物安全週間とは？

平成2年消防庁により制定され、毎年6月の第2週に1週間実施されます。

令和4年度は、6月5日(日)から6月11日(土)までの期間実施されました！



令和4年度 危険物安全週間



危険物とは??

火災、爆発、中毒などを引き起こす危険性のある物質の総称。

「消防法」上の危険物と「毒物及び劇物取締法」上の危険物があります。

消防法で定められているものでは、一般的に次のような性質を持った物品をいいます。

- 1: 火災発生の危険性が大きいもの
- 2: 火災拡大の危険性が大きいもの
- 3: 消火の困難性が高いもの

※身近なものではガソリン・灯油・油性塗料等

☆☆久米島町消防本部の取り組み☆☆

危険物安全週間は、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することにより、各事業所における自主保安体制の確立を図ることを目的としています。

本町においても、危険物を取扱う事業所等の立入検査や広報活動を行い、危険物の取扱いについて関係機関と協力を密にすることを確認しました。



※火災の早期発見と『逃げ遅れ』を防ぐために住宅用火災警報器を設置しましょう。

住宅用火災警報器の交換の目安は10年です。定期的に作動の確認をしましょう。

○消防法及び久米島町火災予防条例により、すべての住宅に火災警報器の設置が平成23年5月31日までに義務づけられています。

※火入れを行う場合は、必ず消防本部まで連絡するようお願いします。

※火事・救急・救助は119番へお願いします。



5月
出動状況

・救急	23件 (135件)	・風水害	0件 (0件)
・火災	0件 (0件)	・捜索	0件 (0件)
・救助	0件 (3件)	・その他	1件 (5件)

()は、令和4年累計 合計…………… 24件 (143件)